第五号					
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	第二項	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二十九条の規定による改正前の地方特例交付金等の項の規定による改正前の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令	基準財政収入額	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金			

附則第十四条を附則第二十一条とする。

附則第十三条の見出し中「平成三十年度」を「平成三十四年度」に改め、同条中「平成三十年度」を「平成三十四年度」に改め、「第二十二条」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を加え、「附則第十一条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第十二条の見出し中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、「第二十二条」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を加え、同条を附則第十六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（平成三十年度及び平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七条　平成三十年度及び平成三十一年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八条　平成三十二年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成三十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十九条　平成三十三年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十一条の次に次の四条を加える。

（平成二十九年度及び平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条　平成二十九年度及び平成三十年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ		
第十四条	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
から同条	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	から	に特定交付見込額を加算した額から
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	及び石油ガス譲与税	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金
第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金